

## SY1-3

## 子ども支援におけるセーフガーディングの取り組み

金谷 直子

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

子ども虐待は家庭内だけではなく、保育や教育、芸術やスポーツ、宗教、医療保健、被災者支援など、様々な子どもの生活の場で生じている。性的虐待の加害者の多くは子どもと身近に接する人物であり、指導者や支援者などの立場や関係性を悪用して行為に及ぶ例は少なくない。加害が長期間繰り返されることもあり、被害に遭った子どもの心と身体、そして対人関係や人格形成に計り知れない悪影響を及ぼす。その家族や、周囲の子ども、所属する団体の関係者たちにも大きな影を落とすことを忘れてはならない。

子どもの権利条約に掲げられた柱に、「育つ権利」「守られる権利」というものがある。性的虐待は深刻な子どもの権利の侵害であり、人権侵害である。虐待から子どもを守ることは社会の重大な責務である。本講演では、関係者による子どもへの虐待や搾取などの予防や早期発見、対応のための「子どものセーフガーディング」と呼ばれる取り組み実践とその課題を報告する。

性的虐待という問題を扱う際、加害者の行為は厳しく問われなくてはならない。しかし、その環境を可とした組織の運営や、問題発覚後の対応のあり方が問われる例も少なくはない。「子どものセーフガーディング」は、子どもと関わる組織が、性的虐待をはじめ、身体的、心理的、ネグレクトなどあらゆる形の権利侵害防止のために取るべき責任である。「子どものセーフガーディング」には国際的な最低基準が定められており、スタッフの人材採用手順、活動のリスク削減、通報制度や事案調査など、幅広い要素からなる。国際子どもの支援 NGO のセーブ・ザ・チルドレンでは、自らの組織の最優先事項としてセーフガーディングの強化に努めるほか、ここ数年間、様々な子ども支援団体への研修や助言に努めてきた。

その中で度々直面するのは、性的虐待に対する誤解とタブー視である。戸惑いを感じるのはやむを得ないことであっても、話題の回避と否認、問題の軽視やすり替えなどが起きやすい。この傾向は個人においても、組織においても見られる。このような文化や価値観そのものが、虐待を見過ごす環境となり、取り組みを先送りする体質となりかねない。

日本でも特定の分野でセーフガーディングの取り組みが始まっている。しかしそれに取り組むかどうか、つまり性的虐待を含めた子どもの権利侵害に立ち向かうかどうかは、それぞれの主体性に任されている。無関心な団体の下では、無策のまま、子どもたちが危険に晒され続ける状況と言わざるを得ない。一方、取り組む意欲があったとしても、その手法や知見が十分に知られていない。特に小規模な団体では人員などの資源が限定的であったり、外部からの指導や助言を仰ぎたくても専門家が豊富にいなかったりする現実がある。官庁や行政も、こと性的虐待という問題においては知見が乏しく、指導監督の責任や権限が曖昧なことが多い。実態把握のためのエビデンスも不足しており、説得力のある調査研究も待たれる。専門家の育成、ガイドラインや教材の作成、法令の強化なども含め、官民が一体となってこの問題に向き合っていく必要がある。